

御殿場市立高根小学校いじめ防止基本方針

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由であっても許されない行為です。同時に、いじめは、どの子供も被害者にも加害者にもなる可能性があります。いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるのです（注1）。

学校・学級集団全体に、「いじめを許さない」という雰囲気形成され、いじめが起こりにくい人間関係を、学校・地域・家庭が連携して築いていける対応が必要です。そのため、**「いじめの未然防止」「いじめの早期発見・早期対応」「関係機関との連携」**を軸に、本方針を策定します。

※注1：「いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうる」とは

- （1）少子化となり、また、同学年での遊びが中心となり、遊びが変化し、異学年での人間関係が希薄化し、「やってはいけないこと」「規範意識」が子供間で継承されにくい。
- （2）子供自身が、発達途上の存在であり、トラブルやぶつかり合いを通して人間形成をしていく過程にある存在であること。
- （3）先の見通せない不安定さや他者への不寛容な雰囲気もある社会の影響を陰に陽に子供も受けていること。

などが、背景として考えられます。

2 いじめの防止のための基本的な考え方

（1）いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものです。（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

いじめの表れとして、次のようなものが考えられます。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめられた本人が、苦痛を表現できなかつたり、いじめられていると気が付かなかつたりする場合も考えられます。「遊びのつもりで…」と、いじめる側にいじめという認識がなくても、された本人に心身の苦痛があればいじめです。また、相手によかれと思ってしたことも相手にうまく通じず相手が苦痛に感じるということもあります。様々な事態を想定しながら、子供一人一人を注意深く見つめ、いじめの兆候や助けを求めるサインを見逃さないように見守ります。

(2) いじめの理解

いじめられた子は、心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人以外には本当には理解できません。それでも、いじめた子供や周りの子どもが、そのことに気付いたり、理解しようと努めたりすることが大切です。

「いじめた」「いじめられた」という2者の関係だけでなく、「**観衆**」としていじめの行為をはやし立てたり、「**傍観者**」として見て見ぬふりをして関わらない子がいたりすることも問題です。そうした周りの子が、いじめられた子の気持ちを想像し、「いじめを許さない」という意思を示せるような人間関係を醸成していきます。

いじめの未然防止には、**集団全体がいじめを許さない雰囲気**を作り、いじめが起こりにくい人間関係を作り上げていく必要があります。

3 いじめ防止等の対策のための組織

＜いじめ防止対策委員会（以下、委員会）＞

構成員：校長、教頭、教務主任、分校主任、生徒指導主任、ブロック統括、養護教諭

＜拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）＞

構成員：いじめ防止対策委員＋PTA会長・副会長、スクールカウンセラー（SC）、学校教育相談員、巡回相談員、御殿場警察署員

*委員会、拡大委員会ともに、必要に応じて、学級担任や当人の信頼できる教職員など、関係の深い教職員が出席します。

4 いじめ防止等のための対策

校訓「自成」の下、自他の人権を大切にする心情や態度の育成に向けて、人権に対する理解を深めていきます。教師と子供が一体となり、保護者や地域の協力を得て、温かい人間関係の中で教育活動を行い、いじめ防止に努めます。

(1) いじめの未然防止

① 「分かる授業」「楽しい授業」づくりの推進

授業構想の中に、一人一人が大切にされ、どの子供にも出番があり活躍できる授業づくりを目指します。授業の中で、子供の自尊感情、集団への所属意識を高めていきます。

② 道徳教育の推進

ア 道徳の授業を毎週行い、人権感覚やコミュニケーション能力の育成に努めます。

イ 「ぽかぽか言葉・ちくちく言葉」について道徳の授業を行い、いじめにつながる言葉を使わない・使わせない指導を行います。ぽかぽか言葉を掲示するなどして、1年を通じて友達同士で温かな言葉掛けができるよう学級経営につなげます。

ウ 高根中教職員とも研修を行い、小中の連携を深めます。

③ 「人間関係づくりプログラム」の実施

5月までに「人間関係づくりプログラム」の「出会い」の授業を行い、温かで本音が言い合える仲間づくりを行います。3年生以上は、アンケートを取り、集団の中で孤立したり学級集団への不満を抱えたりしていることを見つけ、支援します。

④ 子供の自主的活動の場の設定

特別活動の実践を通して、仲間づくりを進めます。

ア 授業のまとめや帰りの会などで「**友達のよいところ見つけ**」を行い、互いのよさを見つけあう場とする。

- イ 児童会を中心として、「1年生を迎える会」「運動会」「6年生の卒業を祝う会」などを通じて、**他者を認め合い、自己有用感**を高める。
- ウ **ペア活動**を通じて、**異学年との交流の場**を意図的に設定する。
- エ **あいさつ運動**を児童会企画や学年ごと展開する。挨拶を通じて、人間関係を広める機会とする。

⑤ 地域・保護者との連携

- ア P T A総会・理事会・学校だより「細流」などで取組を知らせます。地域からの情報を得て、指導につなげます。
- イ P T A役員・学校運営協議会委員・区長・民生委員・中郷館職員・交通指導員・駐在所警察官・「高根防犯地域まちづくりの会」の方々などと情報交換し、指導に生かします。
- ウ **情報安全教室**を4・6年生対象に開催します。通信機能のある**ゲーム機・携帯電話等を使うときのルール**を作り守れるよう学習します。

⑥ 年2回の学校評価による取組状況の点検

いじめの有無を問うと共に、教職員の意識や取組について点検し、改善します。

⑦ 子供理解に関する教職員研修

- ア 毎月、子供の表れについて情報交換します。
- イ **年6回「高根っ子を語る会」を開催**し、情報を共有し、指導方法を検討します。
- ウ 年1回、いじめ問題を含む子供理解に関する**S Cによる研修**を行い、教職員のスキルアップを図ります。

⑧ 情報モラル教育

- ア インターネットを使った誹謗中傷が行われないよう、情報の発信の仕方や情報の受け止め方を考える指導について定期的に行っていきます。

(2) いじめの早期発見・早期対応

①信頼関係を基に 相談しやすい温かな人間関係を構築していきます。

- ア **先生たちはみんなの味方**であり、楽しいことでも困ったことでも何でも聞くことを約束します。
- イ 友達が困っている場面を見つけたら、**大人に知らせることを**指導します。
- ウ **周りの人に流されない意志**を持つ大切さを伝えます。

② 日常の観察から

- ア 朝の挨拶や健康観察時の様子から、声や表情の小さな変化も見逃さないよう心掛けます。
- イ 休み時間の遊びや友達との関わりを観察して、気になるときは声を掛けます。
- ウ 子供の日記や授業ノートなど、毎日の点検を通して、変化があったときに対応できるように見守ります。

③ アンケートの実施

- ア **年9回(4月・5月・6月・8月・9月・10月・11月・1月・2月)実施**します。
- イ 実施後点検し、気になる子への教育相談やS Cなどとの面談へつなげるなどの対応を取ります。緊急を要する事例は、委員会を開き、対応を検討し、実施します。

④ 教育相談の実施

- ア 年2回（6月、11月）、アンケートを基に、学級の全員と面談します。
- イ 担任以外にも相談できることを伝えます。
- ウ 希望により、SCや学校教育相談員との相談へつなげます。

⑤ SC、学校教育相談員による教育相談の実施

SCや学校教育相談員が定期的に授業や休み時間各学級を巡回し、子供の様子を観察します。いじめにつながる恐れのある言動も含め、困りごとに対して、声掛けや話を促していきます。担任と随時連携し、迅速な対策につなげます。

（３） いじめに対する措置

① いじめの情報を受けた場合

いじめの情報や疑いがあれば、直ちに委員会を開きます。情報を共有するとともに、全職員に周知し、多方面から情報を収集し、迅速な対応を取ります。

「いじめられた子供」の話をもとに、「いじめた子供」「関わりのある教職員」「保護者」などから情報収集し、時系列で記録を残していきます。

② いじめが確認された場合

委員会において、情報を整理し、いじめの全体像を把握し、以下の観点で指導を開始します。「いつ」「誰が」「どのようなケア・指導」を行うか決め、全職員に周知します。

- ア いじめられた子供へのケア・支援
- イ いじめた子供や周りの子供への指導
- ウ 保護者への対応
- エ 関係機関や地域との連携
- オ 事後のケアと見守り（いじめの解消）

（ア） いじめられた子供へのケア・支援

- a 当人と最も信頼関係ができている教職員が対応します。「あなたのことは最後まで絶対に守る」「秘密は守る」という意思を伝え続けます。

当人の身体や心のケアを優先し、必要に応じてSC・相談員・養護教諭など複数の教職員・関係者で分担して対応します。

- b 当人がどうしたいかを確かめながら、学校生活の今後のプランを立てます（登校の意思確認、別室登校、相手との対応など）。
- c 状況により、登下校、休み時間、給食、清掃時間、放課後などにおいて、教職員がついたり別室で過ごしたりするなど、安心して過ごせる環境をつくります。

（イ） いじめられた子供の保護者

- a 事実が分かったその日に、家庭訪問などで保護者と面談し、事実関係を伝えます。
- b 保護者のつらい気持ち、不安な気持ちを受け止めます。
- c 学校の方針を伝え、今後の対応について協議します。

（ウ） いじめた子供・周りの子供への指導

- a 具体的な事実確認をします。
- b いかなる事情があっても、いじめは許されないことを伝えます。いじめられる側の思いを想像し、事態の深刻さを認識できるよう伝えていきます。
- c いじめに至る過程や気持ちについて十分聞き出し、行為の背景にある思いや事柄について明らかにします。

- d 事態の周囲ではやし立てたり、大人に知らせなかったり無視したりしたことは、結果的に当人を苦しめることになることを伝え、傍観せず、通報者になろうという思いを持てるよう指導する。
- e 反省したことを、具体的な行動に示すよう指導します。

(エ) いじめた子供の保護者

- a 時系列で事実関係を説明し、いじめられた子供や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決策を図ろうとする方針を伝えます。
- b 「いじめは決して許されない行為である」ということを確認し合い、家庭での指導を依頼します。

(オ) 関係機関との連携

- a 必要に応じて委員会の協議への参加を依頼し、助言等をいただきます。

(カ) 事後のケアといじめの解消

- a 当人へのいじめ行為がなくなり、かつ、当人の身体的精神的苦痛がなくなっても、継続して支援と見守りを続ける（最低3ヶ月）。
- b 担任や信頼のおける人との継続的な相談体制を継続します。
- c 3ヶ月間は、常時複数の眼で見守り、死角を作らないよう教職員間で連携して見守ります。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、次のような場合を言います。

- ① いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - ア 子供が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な被害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② 欠席の原因が、いじめと疑われ、子供が相当の期間（概ね30日以上）、学校を欠席しているとき、あるいは、いじめが原因で子供が一定期間連続して欠席しているとき。
- ③ 子供や保護者から、いじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 調査

重大事態が発生した場合は、御殿場市教育委員会に直ちに報告し、市教委の指示に従い調査を行います。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委の指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。

調査結果は、市教委が市長へ報告します。同時に、市教委または学校が調査結果を基に重大事態の事実関係などの報告を、いじめを受けた子供及びその保護者に提供します。

(3) 各対応

① 児童対応（担当：生徒指導主任）

ア 臨時全校集会等の開催

児童の動揺を防ぐこと、正常な教育活動を行うこと、当事者（児童・保護者）の心情、背景などを十分考慮し、集会の開催の有無を決定します。集会を行う場合は、何をどのように伝えるか、その後の対応をどうするのかを十分共通理解した上で実施します。ショックを受ける子供たちが出ることも考えられるので、ＳＣ（スクールカウンセラー）などとの連携をとります。

② 保護者対応（担当：教頭）

ア 臨時保護者会の開催

【趣旨の説明】

子供の安全、安心を第一に考え、より良い方向に導くという学校と保護者が対応すべきことを明確に伝え、共通理解を図ります。

【情報の提供】

全ての子供や保護者の心情、背景など教育的な配慮の下、正確な情報を伝え、共有します。

【対応策の提示】

今後の方針や体制などの具体的な対応策の提案、保護者の協力を求める具体策の協議をします。

① 報道機関対応（担当：教頭）

取材要請があった場合は、教育委員会と連携し、窓口の一本化を図ります。また、子供の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、報道機関の校内への立ち入り、取材場所、時間などに留意します。取材要請が多い場合は、記者会見で対応します。回答に当たっては、不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答えます。

② 警察対応（担当：教頭）

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断した場合は、警察に相談し、連携して対応します。子供の生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがある場合には、直ちに警察へ通報するなど適切な援助を求めます。